

令和3年10月19日
 医療調整本部
 福祉保健部高齢福祉保健課
 福祉保健部障害福祉課

県独自の警報等の基準見直しに伴い「新潟県における高齢者施設等での面会実施の考え方」等を通知しました

令和3年10月15日をもって県独自の警報等の基準が変更されたことから、これに合わせて高齢者施設等における対面による面会実施の対応区分を見直し、関係者に通知しました。また、新たに障害者支援施設等についても同様の取扱いとして、関係者に通知しました。

記

1 新潟県における**高齢者施設等での面会実施の考え方**（概要）

県内の警報等の発令状況	平 時	警 報	特別警報
施設等の対応	施設所在地域・面会希望者の居住地における感染状況や、入所者及び面会希望者のワクチン接種状況等を踏まえ、管理者が制限の程度を判断。	<p>緊急やむを得ない場合を除き、極力制限する。</p> <p>ただし、施設所在地域・面会希望者の居住地における感染状況を踏まえつつ、以下の①～③の要件をすべて満たす場合は制限の対象としない。</p> <p>① 入所者及び面会希望者がワクチン接種を2回完了し、かつ、接種後2週間以上経過していること。</p> <p>② 面会実施スペースにおいて、入所者及び面会希望者の間にパーティション等を設置していること。</p> <p>③ 入所者及び面会希望者双方が身体に接触しないこと。</p>	

- ※ 面会を実施する際は、ワクチン未接種の入所者に対する感染防御について、十分に配慮すること。
 ※ 面会を実施する場合は、厚生労働省より示されている留意事項等も踏まえ、感染防止対策を行った上で実施すること。

〔変更点〕

注意報廃止に伴う施設等の対応区分の見直し。

2 新潟県における障害者支援施設等での面会実施の考え方（概要）

県内の 警報等 の発令状況	平 時	警 報	特別警報
施設等の 対応	施設所在地域・面会希望者の居住地域における感染状況や、入所者及び面会希望者のワクチン接種状況等を踏まえ、管理者が制限の程度を判断。	<p>やむを得ない場合を除き、基礎疾患のある又は高齢（65歳以上）の入所者ご家族等の対面による面会は極力制限する。</p> <p>ただし、施設所在地域・面会希望者の居住地域における感染状況を踏まえつつ、以下の①～③の要件をすべて満たす場合は制限の対象としない。</p> <p>① 入所者及び面会希望者がワクチン接種を2回完了し、かつ、接種後2週間以上経過していること。</p> <p>② 面会実施スペースにおいて、入所者及び面会希望者の間にパーテーション等を設置していること。</p> <p>③ 入所者及び面会希望者双方が身体に接触しないこと。</p>	

※ 面会を実施する際は、ワクチン未接種の入所者に対する感染防御について、十分に配慮すること。
 ※ 面会を実施する場合は、厚生労働省より示されている留意事項等も踏まえ、感染防止対策を行った上で実施すること。

3 参考

- 【参考1】 県独自の警報等の基準変更に伴う「高齢者施設等における対面による面会の制限について」の一部改正について（通知）
（令和3年10月19日付け医本第248号、高齢第925号）
- 【参考2】 障害者支援施設等における対面による面会の制限について（通知）
（令和3年10月19日付け医本第249号、障第981号）

本件についてのお問い合わせ先

【高齢者施設等に関すること】
 福祉保健部高齢福祉保健課 伊藤
 （直通）025-280-5189 （内線）2530

【障害者支援施設等に関すること】
 福祉保健部障害福祉課 島田
 （直通）025-280-5788 （内線）2640